

役員・評議員報酬および費用弁償規程

（目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人成仁会（以下「法人」という。）の定款第8条及び定款第22条、評議員選任・解任委員会細則第5条の規定に基づき役員（理事・監事）、評議員及び評議員選任・解任委員（以下「役員等という。」）の報酬および費用弁償に関する事項を定める。

（報酬）

- 第2条 法人の役員等のうち、常勤の役員等に対して報酬を支給する。ただし、役員等が職員である場合は、これを支給しない。
- 2 前項の報酬額（年棒額）は次の通りとし、上限額を超えて支給する場合は、理事会の承認を得て支給額を決定し支給する。
- （1）理事長 前年事業活動収入×1.5%以内（上限額は1,500万円とする）
 - （2）業務執行理事 上限額は500万円とし、その範囲内で理事長が定める額

（支給日）

第3条 役員等の報酬は、銀行振込にて毎月15日（支給日が銀行休業日であれば前営業日）に支給する。

（費用弁償）

- 第4条 役員等が、法人の業務の為に出張（宿泊を伴う1日を単位とした出張）したときは、その都度費用を弁償する。ただし役員等が職員である場合は、これを支給しない。
- 2 費用弁償額は、役員等の居住地から計算し、職員の旅費規定に準じて交通費の実費額とする。
- 3 役員等が、理事会、評議員会またはその他の会議に出席したとき、あるいは出張したときは、その都度日当として定款に定めた上限範囲内で源泉預り金を除いた額を現金支給する。ただし、役員等が職員である場合は、これを支給しない。
- 4 ニットは次の通りとする。（源泉預り金を含む）
- | | | |
|---------------|-------|---------|
| （1）監事 | 1日につき | 10,309円 |
| （2）理事 | 1日につき | 10,309円 |
| （3）評議員 | 1日につき | 10,309円 |
| （4）評議員選任・解任委員 | 1日につき | 10,309円 |

第7条 本規程を改正する必要がある場合には、評議員会の議決を経なければならない。

付 則

- 1 この規程は、平成16年8月21日より適用する
- 2 この規程は、平成23年5月28日より適用する
- 3 この規程は、平成24年3月24日より適用する
- 4 この規程は、平成28年3月26日より適用する
- 5 この規程は 平成29年6月13日より適用する